

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

( 答 申 第 3 4 号 )

平 成 28年 3月 22日

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

# 答 申

## 第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書非公開決定については、請求のあった公文書を保有しているとは認められないため、実施機関の判断どおりとする。

## 第2 異議申立ての経過

### 1 公開請求

平成27年5月28日、異議申立人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「H27年度の大津市自治連合会の総会資料」と記載して、公文書の公開を請求した。

### 2 実施機関の決定

平成27年6月11日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として「平成27年度の大津市自治連合会の総会資料(平成27年度大津市自治連合会総会において配布された総会資料)」(以下「本件公文書」という。)を特定の上、「請求のあった公文書は本市で作成及び保管しておらず、存在しないため。」との理由を付して本件公文書の非公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成27年7月23日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分の取消しを求める。

## 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載内容によれば、概ね次のとおりである。

### 1 平成26年6月にも、過去5年分の大津市自治連合会の総会資料を請求したが、その際も「存在しない」という非公開決定通知書を受け取った。

平成26年5月に大津市自治連合会の総会が行われており、総会には自治協働課の職員も公務で出席している。総会後に懇談会が行われ、自治協働課の職員も参加している。公務で出席した1か月前の総会資料が「存在しない」ということ自体、信じられないことだが、自治協働課の職員へ説明を求めたところ「見るだけ見て必要がなくなったから、焼却した」と返答していた。

こうした過去の経緯があり、今年はしっかり保管しているだろうと請求をかけたところ「破棄した」ということで、またもや「存在しない」と非公開であった。大津市職員が多数参加した自治連合会の総会資料を誰一人として保管していないことなどあり得るのか。明らかに市民への説明責任の

放棄である。

- 2 他に公金外現金取扱いマニュアルに規定の出納関係の資料を請求した時も、団体に返したの  
で「存在しない」と非公開で出したことがあり、異議申立てをした。

その際、審査会から「市民へ説明する責務を負っている市の姿勢として不適切」と指摘を受け  
ていながら、今回、「公務で出ている大津市自治連合会の総会資料」を破棄したため非公開と  
は、到底納得いかない。

- 3 大津市自治連合会の総会には、市の職員が自治連合会の派遣依頼を受けて、公務として手  
伝いをした記録もある。大津市自治連合会の総会では市民部長も挨拶をしている。公務で出席し  
た市職員が誰も総会資料を保管していない。破棄したとだけ市民に伝える自治協働課の情報公  
開に対する不誠実な対応には呆れるばかりである。

自治協働課は、公務で参加して総会資料を受け取ったことは認めている。しかし、その文書を  
破棄したとするのなら、公務員として公文書の保管義務を遵守する気はないという疑念が生じる。

自治協働課は、公務で取得した文書について、その全ての保管は義務付けられていないと説  
明しているが、取得した文書が必要なものかどうかを判断するための明確な規定文書がないま  
ま、受け取った資料を破棄する一連の行為は、適切な行政運営と言えるのか。

- 4 大津市は、大津市自治連合会やその末端組織である自治会関係などへ毎年総額1億円の報  
償金、大津市自治連合会へ300万円の運営補助金を支出している。原資は全て、市民の税金で  
ある。1億円の報償金を受け取っている組織、市が運営を補助している組織の活動実態がどのよ  
うなものか、役員は誰なのかといった基本情報の資料を保管することなく破棄したということ  
を市民の窓口でもある自治協働課が当たり前のように市民に伝えている。

また、自治協働課は、大津市自治連合会の運営補助金に関する事務の適正な執行等、必要な  
文書については、提出を求め内容を確認しているとしている。しかし、過去、そうした文書の公  
文書公開請求をすると、平成25年までは領収書が全く添付されていない不備だらけの文書であ  
った。平成26年は、公開すべき文書までも非公開にしているのではと思う文書が多数であ  
った。

こうした対応を繰り返してきた自治協働課は、「今年の総会資料を本当に破棄したのか」、「公  
務で参加した市職員は誰も保管していないのはなぜか」、「昨年に大津市自治連合会の総会資  
料を焼却するのは不適切と市民が指摘したにも関わらず、その指摘を無視して、今年も同じよ  
うに破棄したのはなぜか」答える義務がある。

- 5 毎年、大津市自治連合会の総会後に大津市は公金を使い、大津市と自治連合会の懇談会を  
開いている。支出根拠は、「意見交換」のためと説明している。「意見交換」のために懇談会を開  
き、総会開催の協力として職員を派遣する。それほど大津市全体で自治連合会の総会開催に熱  
を入れて協力しているのなら、総会資料を破棄するなど考えられないのではないか。

- 6 総会の時に、大津市から退任自治連合会長へ公金から支出して記念品も渡している。会場の  
ホテルの使用料も、市からの運営補助金と自治会員の会費より支出されている。公金をたっぷり  
使ったの大事な総会とはどんなものか、どんな資料が配布されたのかを知りたいという市民の知  
る権利は無視されるものなのか。

- 7 「理由説明書」には当日配布された総会資料は市として保管してないが、後日に団体から提出

してもらった「総会議案書」があると追記のように書いてある。総会資料は破棄したけど、議案書を提出しているので問題ないと釈明している追記である。

「総会議案書」が提出されたのは、7月としている。しかし提出された「総会議案書」は総会時に配布された総会資料の全てを含んでいるのか、一部なのか詳細情報を理由書に記載していないので全く不透明である。

総会時に各自治連合会長に配布される資料は、「総会議案書」の文書だけでなく、役員名簿などもある。当日、総会資料として配布された全ての文書がその議案書に含まれているのか、一部なのか自治協働課は説明責任を果たすべきである。

総会資料を破棄したが、配布された総会資料の全文書と同じものが「総会議案書」であると自治協働課が主張するのなら、請求した市民にそう説明して、7月になれば同じ資料を市が受け取り保管すると説明すべきである。昨年だけでなく、今年もそうした説明は一切なかった。全部だけでなく一部の資料しかないとするのなら、残りの資料は、どこに存在するのか。闇のままである。

そうした説明や助言が全くなかったのに「市民が詳しく書かなかった」、「7月に総会議案書が提出される」と主張して、「公文書を破棄した」という事実を覆い隠し、異議申立てをした途端、自己弁護に終始するような理由説明書に、強い不信感と憤りを感じる。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、非公開決定理由説明書及び実施機関から事情を聴取した結果、概ね次のとおりである。

- 1 平成27年度大津市自治連合会に公務で参加した際に配布された総会資料は、当該総会に公務で参加した際に取得したものであるが、既に廃棄をしておき不存在であったので、平成27年6月11日付けで本件処分を行った。
- 2 大津市自治連合会総会については、大津市自治連合会より総会の開催にあたり、準備等の協力のための職員派遣依頼を受けて公務として職員が参加し、議事について同席しているものである。
- 3 公務において取得した文書について、その全ての保管は義務付けられていない。また、総会において配布された資料はあくまで総会における議事であって、議決を得たものではなく、総会において議決された内容の中で、大津市自治連合会に交付している大津市自治連合会運営補助金に関する事務の適正な執行等、職務上、必要な文書については、その都度、提出を求め、内容を確認している。
- 4 平成27年7月13日付けの大津市自治連合運営補助金申請書に議決後の平成27年度大津市自治連合会総会議案書が添付されている。

## 第6 当審査会の判断理由

- 1 本件異議申立ての対象となっている公文書について

本件異議申立ての対象となっている本件公文書は、平成27年5月11日に開催された大津市自治連合会総会において出席者に配布された総会資料であることは異議申立人及び実施機関

において異論のないところである。同総会には、複数の大津市職員が出席していたほか、大津市自治連合会からの総会準備等にかかる職員協力依頼により、自治協働課職員が派遣されていた。本件公文書は、そのような経緯から総会開催時に大津市職員が取得したものである。

実施機関は、本件公文書は既に廃棄しており保有しておらず、存在しないことを理由として、本件処分を行った。

一方、異議申立人は、「大津市職員が多数参加した自治連合会の総会資料を誰一人として保管していないことなどあり得るのか。明らかに市民への説明責任の放棄である。」として、本件処分の取消しを求め、本件公文書を公開するよう求めている。

当審査会では、異議申立人、実施機関双方の主張を検討した上、関係簿冊の調査及び審議を行った。

## 2 公文書の保存基準について

大津市においては、文書事務の適正かつ確実な処理を図るため、文書の取扱いについて必要な事項を大津市文書取扱規程(以下「文書取扱規程」という。)により定めているところである。

文書の保存期間については、文書取扱規程第32条第1項の規定により「文書の保存期間は、永年、10年、5年、3年及び1年とする。」とされている。また、第1項に規定する保存期間は、第32条第2項の規定により「文書保存期間標準表(別表)及び文書分類表の定めるところによる。」とされており、文書ごとの項目とその保存期間が示されている。

また、文書取扱規程第34条第2項に「整理、編集した文書は、文書の整理及び保存を所管する所属へ引き継ぐまでの間、主管課等において適正に保管しなければならない。」と規定されている。

当審査会は、実施機関が大津市自治連合会の総会において当日配布された総会資料が文書取扱規程別表(文書保存期間標準表)における「市関係団体に関する文書」や「その他事務事業の執行に関する文書」(事務事業の補助的なもの及び軽易な文書で1年を超えて保存する必要がないと認められる文書等)に該当しないと判断して保管していないことにつき、その理由等を聴取した。

その説明によれば、大津市自治連合会から取得した文書の保管の要否を判断するに当たっては、当該文書が大津市自治連合会より正式に大津市長あてに提出された文書である場合、又は、市の業務上において利用することが必然的に予定されている文書である場合には、「市関係団体に関する文書」として保管すると判断しているとのことであった。そして、この判断基準に基づいて、実施機関は、大津市自治連合会に関する文書として補助金や報償金に関する文書のほか大津市自治連合会役員名簿などの文書を保管しているとのことであった。

総会に市職員はオブザーバーとして参加しており、当日配布された総会資料は大津市自治連合会における議案事項であって決定事項ではなく、大津市自治連合会として市に対して正式に提供されるものではないこと、及び、補助金交付事務など必要に応じて確認する文書は別途提出を求め保管しているため、総会で配布された資料は市の業務上において利用することが必然的に予定されている文書でないことから、「市関係団体に関する文書」や「その他事務事業の執行に関する文書」には該当しないと判断している。したがって、実施機関は、本件公文書を保管

していないとのことであった。

一般に、地方公共団体が、その事務に関連して取得した文書を永年にわたってすべて保存するといったことは、当該事務処理における当該文書の必要性及び地方公共団体の公文書の物理的な保管容量の限界の観点から期待されているものではなく、その文書の性質によって、保存の要否及び保存期間を規程に定めることは、十分に合理性のあるところである。この観点からすれば、当審査会は、実施機関において、文書取扱規程に定める文書取扱規程別表(文書保存期間標準表)に従って、大津市自治連合会からの文書の保管の要否を判断するに際して適用している判断基準及びその運用方法は不合理なものとはいえないと思料する。

そうしてみると、本件公文書については、大津市自治連合会における議案事項であって、決定事項として市に対して提供したものではないこと、及び、補助金交付事務に必要な応じて確認する文書としての総会の議案書については、同連合会に別途提出を求め、これを保管していることから、市の業務上において利用することが必然的に予定されている文書でないと判断し、「市関係団体に関する文書」や「その他事業の執行に関する文書」には該当せず、実施機関においてこれを保管しないとする処理は、上記の判断基準及びその運用方法に照らして、不適切なものとはいえない。

### 3 公文書の存否について

当審査会において本件公文書の保有状況について実施機関から事情を聴取したところ、本件公文書は保管の必要性がないと判断したので廃棄したとのことであった。

また、文書管理の現状把握と、自治協働課執務室に本件公文書が現実に存在していないことを確認するため、当審査会委員は、事前に実施機関に通告することなく、自治協働課執務室の現地調査を行った。

現地調査により実施機関において大津市自治連合会に関する公文書としては、補助金交付や報償金に関する文書のほか、大津市自治連合会に各担当課が連絡依頼事項を提出するにあたっての連絡調整に関する文書、支出負担行為などの文書を保管していることを確認したが、本件公文書を現認するに至らなかった。

実施機関からの2回にわたる事情聴取及び当審査会の現地調査において、実施機関が本件公文書を保有管理しているとの事実を認めることができなかったことから、実施機関において本件公文書を保有していないと認定せざるを得ない。

### 4 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 7月30日	諮問書の受理
平成27年10月19日	異議申立ての概要説明 実施機関からの事情聴取 審議 調査
平成27年11月11日	審議
平成27年12月16日	実施機関からの事情聴取 審議
平成28年 1月20日	審議
平成28年 2月19日	審議
平成28年 3月22日	答申